行政法 令７－１６肢ウ

第１ 肢の結論

正しい

第２　行政指導と公表の関係

１．問題の所在

法律上，相手方が，行政指導に協力しないときに氏名等の公表を行うことができるとする規定がある。これしたがい，行政庁は，行政指導に協力しなかった相手方の氏名等を公表したい。本件，公表は，行政手続法第３２条２項に違反しないか，問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

公表を行っても，行政手続法第３２条２項違反の問題は生じない。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，行政手続法３２条２項「行政指導に携わる者は，その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない」と定める。

氏名を公表することは，情報を公開することとなるので，自己情報コントロール権との関係で問題が生じる。また，これにより，なんらかの批判等を第三者より，うけることも考えられる。したがって，３２条２項の「不利益な取扱い」にあたり，同条同項違反の問題が生じうると思える。

しかし，不当である。仮に，公表等もできないと，行政指導の実効性が乏しくなる。

確かに，行政指導は任意である。ただ，社会の問題に迅速に対応できるよう行政指導にも期待がある。任意だからといって，なんら実効性をともなわないのは，問題と考えられる。そこで，一定程度，実効性を伴うため，公表などの制度の導入を認める必要がある。

３２条２項の規定は，法律による行政の原理を没却するような，事実上，強制を行う，伝統等的な方法を防止する趣旨である。

公表の場合は，比較的新しい方法である。そして，公表されても，活動自体に制約はない。したがって，制約の程度は，伝統的な方法に比べて軽微である。

したがって，３２条２項には，公表は，想定していないと考える。このように公表と３２条２項は，無関係であるので，法律による規定があれば公表は適法にできる。

なお，法律が必要なのは，軽微であっても，人権の制約はある以上，法律による行政の原理が当てはまるからである。

以上